

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

- 不健全図書類の指定……………一
- ……(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)……………一
- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……………一
- 公共測量の実施……(都市整備局都市基盤部調整課)……………二
- 建築基準法による一団地の区域……(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………二
- 建築基準法による道路位置の指定(二件)……………二
- ……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)……………二
- ……(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………三
- ……(同)……………三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………五
- ……(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………五
- 公有水面埋立工事のしゅん功認可……………五
- ……(港湾局港湾経営部経営課)……………五

告 示 (選)

○東京都における選挙権を有する者の総数の五十分

の数の……………五

○東京都における選挙権を有する者の総数のうちの四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……………五

○東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……………六

告 示 (公)

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による営業許可の取消し(二件)……………六

公 告

○開発行為に関する工事完了……………七

……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………七

○肥料検査成績の公表……………八

……(産業労働局農林水産部家畜保健衛生所)……………八

○東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………八

……(下水道局)……………八

○東京都指定排水設備工事事業者の指定……………九

……(同)……………九

告 示

●東京都告示第八百九十二号

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一号)第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

平成二十二年六月十八日

東京都知事 石 原 慎太郎

図書類

指定番号 種類 名称、号刊、共通雑誌コード及び発行所等

指定理由

四〇四七 雑誌 ラブプレイ ミミ☆

株式会社オークラ出版

著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。

四〇四八 同右 ACTION COM

同右 ICS おにゅぶり!

五〇一七八一九三 株式会社双葉社

●東京都告示第八百九十三号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項及び宅地建物取引業法第六十九條第二項において準用する同法第十六條の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十二年六月十八日

東京都知事 石 原 慎太郎

一 日時 平成二十二年六月二十九日 午後二時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 有限会社大勝

(二) 代表者氏名 代表取締役 香山 光男

(三) 主たる事務所の所在地 世田谷区経堂四丁目十一番十号

(四) 免許証番号 東京都知事(2)第七八八四六号

(五) 免許年月日 平成十七年八月十一日

◎東京都告示第九百一十号

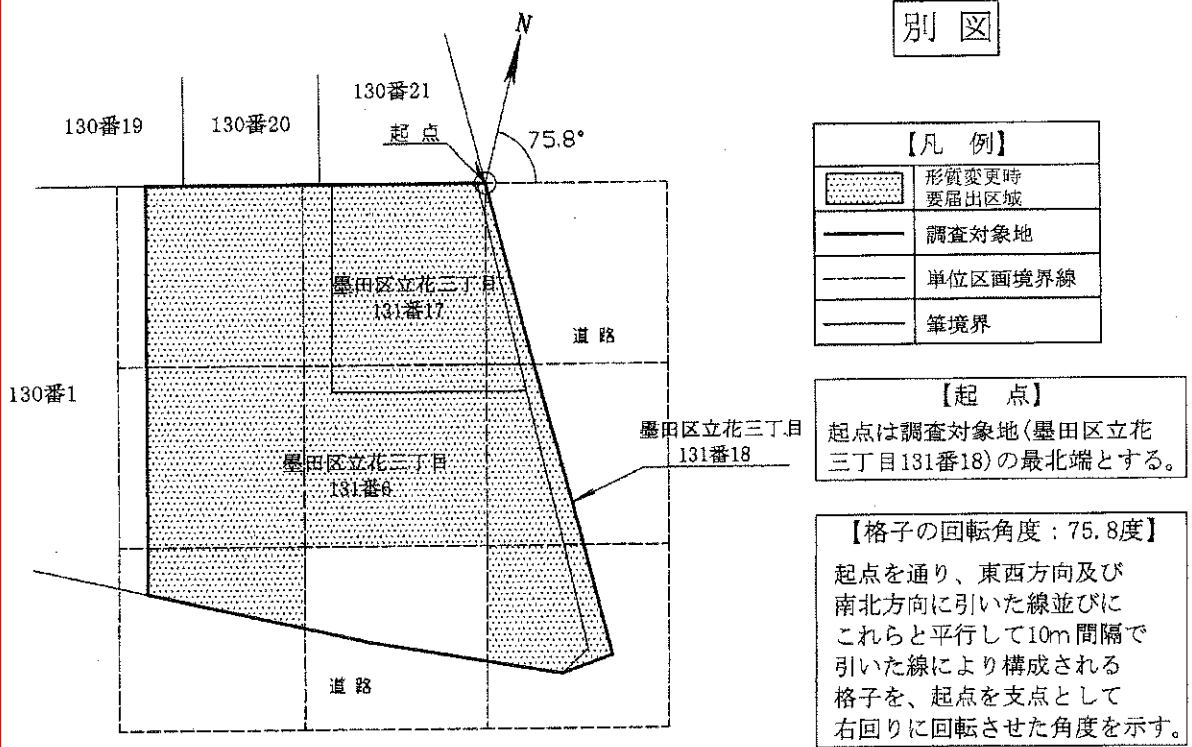
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第二項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年六月十八日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(墨田区立花三丁目百三十一番六の一部、同番十七及び同番十八)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 セレン及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】	
	形質変更時 要届出区域
	調査対象地
	単位区画境界線
	筆境界

【起点】
 起点は調査対象地(墨田区立花三丁目131番18)の最北端とする。

【格子の回転角度：75.8度】
 起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点として右回りに回転させた角度を示す。